

母子家庭・父子家庭の方の
就職に有利な資格取得を応援します！



高等職業訓練促進給付金等事業

郡山市では、母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんが就職に有利な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、予算の範囲内で給付金を支給して生活の負担軽減を図ります。

対象者 20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父母で、郡山市に居住し、かつ、住民登録があり、次の条件すべてを満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であること。
(所得制限限度額を超過した場合であっても、1年に限りは対象者とする。)
- ② 今までに訓練促進給付金等を受給していないこと。
- ③ 養成機関において6月以上の養成課程を修業し、資格の取得が見込まれること。
- ④ 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められること。
- ⑤ 高等教育の修学支援新制度において給付型奨学金の支給を受けていないこと。

対象資格 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・あん摩マッサージ指圧師・鍼灸師・柔道整復師・理容師・言語聴覚士・保健師・歯科技工士・雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る）・雇用保険制度の特定一般教育訓練給付の指定講座・雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座・その他市長が適当と認める資格

支給額

	訓練促進給付金（修学中）	修了支援給付金（修了後）
市民税非課税世帯	月額 100,000 円	50,000 円
市民税課税世帯	月額 70,500 円	25,000 円

【訓練促進給付金】

- ・支給月額は、4月分から7月分までは、対象者本人及び本人の同一世帯員全員における前年度（前々年分）の所得・課税状況が、市民税非課税世帯であるか市民税課税世帯であるかにより決定します。
- ・毎年6月に、現年度（前年分）の所得・課税状況の確認を行い、非課税世帯又は課税世帯の区分に変動がある場合は、支給月額が8月分から変更になります。
- ・養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月は、支給月額が市民税非課税世帯は140,000円、市民税課税世帯は、110,500円に変わります。

【修了支援給付金】

- ・修了日時点の年度での本人及び同一世帯員の課税状況により金額を決定します。

支給期間

【訓練促進給付金】

修学全期間（ただし上限 48 月）

※訓練給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には通算 48 月まで支給対象となります。

【修了支援給付金】

修了日以降 1 回限りの支給となります。

※訓練給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き、看護師養成機関で修業する場合は、看護師養成機関の修了日以降に支給します。

手続き

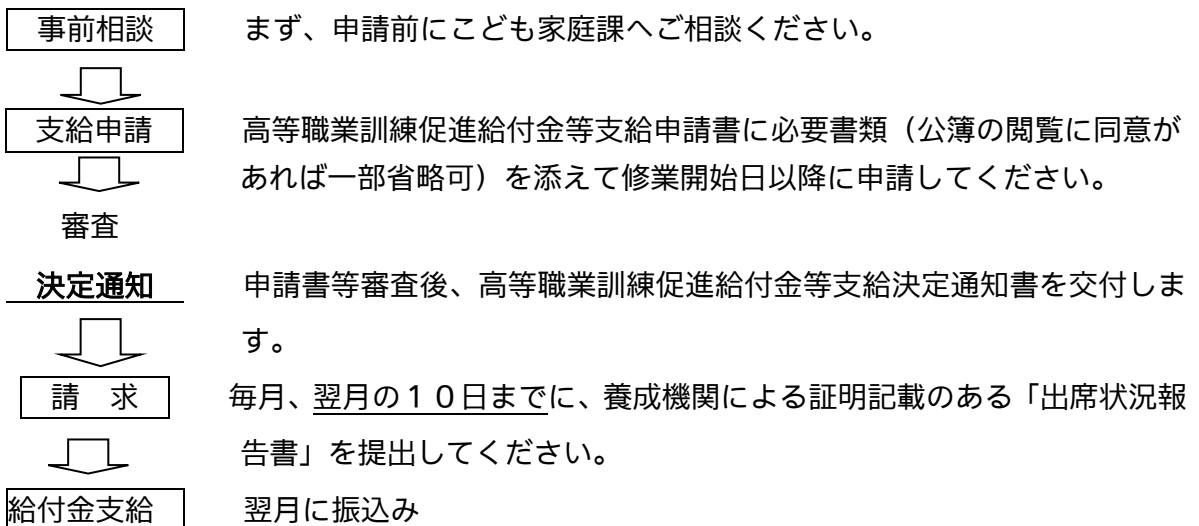
【訓練促進給付金】

- ・事前にこども家庭課でご相談の上、支給申請を行ってください。
- ・年度ごとに申請が必要です。修学開始月から申請することができます。
- ・年度途中の申請の場合、申請月分からの支給になります。
- ・支給決定通知がありましたら、毎月、出席状況報告書を提出してください。

【修了支援給付金】

修了日から起算して 30 日以内に、支給申請を行ってください。

※訓練促進給付金手続きについて



支給方法

【訓練促進給付金】

「出席状況報告書」確認後、翌月に指定の口座へ振り込みます。

【修了支援給付金】

修了支援給付金の支給決定後に指定の口座へ振り込みます。

お問い合わせ

郡山市 こども家庭課

（令和 7 年 4 月作成）

（ニコニコこども館 3 階）024-924-3341